

○静岡大学大学教育センター内規

(平成 16 年 3 月 17 日内規)

改正 平成 16 年 4 月 4 日内規	平成 17 年 10 月 1 日内規
平成 18 年 2 月 15 日内規	平成 19 年 1 月 17 日内規
平成 19 年 4 月 4 日内規	平成 19 年 7 月 4 日内規
平成 20 年 4 月 1 日内規	平成 22 年 12 月 15 日内規
平成 23 年 6 月 16 日内規第 7 号	平成 24 年 6 月 7 日内規第 5 号
平成 27 年 3 月 18 日内規第 96 号	

(趣旨)

第 1 条 この内規は、静岡大学大学教育センター規則（平成 15 年 9 月 17 日制定。以下「規則」という。）第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項及び第 6 条第 2 項の規定に基づき、静岡大学大学教育センター（以下「センター」という。）に置く部門、委員会及び専門委員会の組織・運営に関し、必要な事項を定める。

(全学キャリアデザイン教育・FD 委員会)

第 2 条 キャリアデザイン教育・FD 部門に全学キャリアデザイン教育・FD 委員会を置く。

2 全学キャリアデザイン教育・FD 委員会は、規則第 3 条第 1 項第 1 号に規定する業務を所掌する。

3 全学キャリアデザイン教育・FD 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 全学キャリアデザイン教育・FD 部門を主担当又は副担当とする教員

(3) 各学部（修士課程研究科含む。）のキャリアデザイン教育・FD 関連委員 各 2 人

(4) 自然科学系教育部、法務研究科のキャリアデザイン教育・FD 関連委員 各 1 人

(5) 全学教育科目部門各科目部 各 1 人

(6) その他委員長が必要と認めた者

4 委員長は、キャリアデザイン教育・FD 部門長をもって充てる。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(授業計画実施専門委員会)

第 3 条 授業計画実施専門委員会は、規則第 3 条第 1 項第 2 号に規定する業務を所掌する。

2 授業計画実施専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員長

(2) 全学教育科目部門各科目部代表者又は副代表者からセンター長が選任する者 各 1 人

3 委員長は、全学教育科目部門長をもって充てる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(経費施設専門委員会)

第 4 条 経費施設専門委員会は、センターの経費及び施設に関する業務を所掌する。

- 2 経費施設専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 部門長
- 3 委員長は、前項の委員の中からセンター長が指名した者をもって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させることができる。
(広報専門委員会)

第5条 広報専門委員会は、次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) センターの広報に関すること。
 - (2) センター活動の成果の公表に関すること。
- 2 広報専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 大学教育センターを主担当又は副担当とする教員 若干人
 - (2) 全学教育科目部門各科目部代表者及び副代表者からセンター長が選任する者 若干人
 - 3 委員長は、前項の委員の中からセンター長が指名した者をもって充てる。
 - 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させることができる。
(庶務)

第6条 部門、委員会及び専門委員会の庶務は、学務部教務課が処理する。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、部門、委員会及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月4日内規)

この内規は、平成17年4月4日から施行する。

附 則(平成17年10月1日内規)

この内規は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年2月15日内規)

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月17日内規)

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月4日内規)

この内規は、平成 19 年 4 月 4 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 7 月 4 日内規)

この規則は、平成 19 年 7 月 4 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日内規)

この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 15 日内規)

この規程は、平成 22 年 12 月 15 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 16 日内規第 7 号)

この内規は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 7 日内規第 5 号)

この内規は、平成 24 年 6 月 7 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 18 日内規第 96 号)

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。